

○議長 横尾 武志君

10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

おはようございます。10 番、日本共産党の川上です。一般質問をいたします。

まず最初に、芦屋町地域防災計画（案）について伺います。

このほど、芦屋町防災会議より地域防災計画（案）が公表されましたが、次の点について伺います。

まず第 1 点目に、第 1 章第 3 節町の概要では、自然的条件に町域の年間風速や風向、こういったものが記載されていません。こういったものについても記載されるべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を行います。総務課長。

○総務課長 小野 義之君

ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

従来の地域防災計画では、この地域の特徴として冬季には曇りや雨の天気が多いことと、北西の季節風をまともに受けて風の強い日が多いことであるというような記載がされております。

今回の計画では、気象に関するこういった記述を全面的に改めました関係で、風向についてはちょっと記載がなされていないというのが状況でございます。しかし、災害に際しての避難方向や避難場所といった問題については、やはり風向きや現場の情報を勘案して、適切に判断しなければならないというふうに考えております。そういったことから議員ご指摘のように、風向きについて追記したいということで考えております。

具体的に、例えば風向きについては、夏季を除いて北西の風が多く、年間の平均風速は 3.7 メートル毎秒であると、こういったような記載になるかと思っております。そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

自衛隊の滑走路延長のときに、自衛隊のほうが提出した資料、そういったものについても中で芦屋町の冬季の風速、風向、そういったものを些細に分析したデータを載せてましたので、当然やはり芦屋町にはどういった風が吹くのか、季節によってどういうふうになるのか、そういったものも加味していかなければいけないというふうに思います。

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

それといいますのも、今回福島原発でも見られたように原発事故が起こった場合、やはり大気中の移動によって汚染が広範囲に広がるということが一般国民にも知れるようになりました。で、そのとき出されたのが S P E E D I という、こういった分布をするかという表した分析があったわけなんですけど、その点でも、芦屋町はこの地域防災計画の中でも、玄海原発から 80 キロから 85 キロ離れているところでも放射能汚染の可能性が十分あるという、そういったことがわかっております。

そういった点で、こういったものも分析しながら、芦屋の町民に対してどのような被害がこうむられるのか、そういったことを把握していかなければいけないというふうに思っております。

今度の福島原発のときに、米軍は自国民に対して 80 キロ圏外への避難勧告を出しております。これは、アメリカ自体が広島・長崎の原爆の研究や、1953 年の 3 月から 5 月の太平洋ビキニ環礁における核実験、米国の東部のスリーマイル島の原発事故など、放射能に対する危険性の認識を数多く持ち合わせているからだというふうに考えます。

今回日本では、E P Z が 30 キロに拡大するという事になったし、今度の地域防災計画の中でも、それぞれの町が、原発に近い町は E P Z 30 キロということ的前提とした対応をとっておりますが、やはり 30 キロだけではなく、80 キロとか 200 キロ、そういったところでもやっぱり原発に対する備えはしなければいけないと。

例えば、200 キロというふうになりますと、チェルノブイリの事故のときには、ソ連のウクライナにおいて史上最悪のチェルノブイリの原発の発電所、放射能漏れ事故が発生してから今年で 26 年過ぎたわけなんですけど、ベラルーシ南東部のバルトロメーフカ村では、毎時 113 マイクロシーベルトの放射線量が検出されています。

これは、チェルノブイリから 280 キロ離れている村の上空でやるんですが、今もなお周辺は放射能汚染によって強制的に立ち退きになり、11 万人以上の人々が住みなれた土地に帰還できずに、将来の見通しさえ立たない状況が続いているという状況です。

また、原子力の利用を推進する国際原子力機関 I A E A や、ロシア・ウクライナ政府などをつくるチェルノブイリフォーラム 2005 年 9 月は、事故被曝を原因とするがんなどで死亡した人は 4,000 人になると発表しています。

一方、2006 年 6 月には、世界保健機構 WHO が、ロシア・ウクライナ・ベラルーシの 3 国で死亡者が 9,000 人に達すると発表しているということで、200 キロ離れた、300 キロ離れたところでもこういった状況になるということです。

ちなみに、今度起こった福島原発事故、これは日本経済産業省や原子力保安院が国際原子力事故評価尺度で深刻なレベル 7 と評価して、チェルノブイリ原発事故に並んだというふうに伝えてます。確かに、放射線量とかそういったものは違いがありますが、やはり日本でも、このレベ

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

ル 7 のチェルノブイリと同じような事故が起こるのが十分可能性があるという、実際に起こったということを表しています。そういった点で、80 キロ離れていても決して 30 キロの E P Z 圏内とは違うという状況にはなりません。

何よりも、玄海原発が対象となっている事故なのですが、この玄海原発については、私も昨年の議会の一般質問の中で原発問題を取り上げたんですけど、そのときにも指摘したんですけど、玄海原発自体が 1 号機は中性子照射脆化という現象によって、原子炉の圧力容器が壊れ、爆発する危険性が高いといわれている原発です。

その根拠として、九州電力が公表した第 1 号炉の脆性遷移温度の推移が年々と高くなっていると。1976 年はその温度が 35 度であったものが、1980 年には 37 度、1993 年には 56 度、そして 2009 年には 98 度となっていると。これは原発の中で 90 度以上になっているのはこの玄海原発だけだそうで、一言でいえば、その圧力容器そのものが劣化して、いつ破断してもおかしくない状況、こういったことが今の玄海原発の 1 号機であるということ。

それともう 1 点は、玄海原発 3 号機では、使用済み核燃料から取り出されたプルトニウムとウランを混合させ、MOX 燃料によって加工して使用するプルサーマル発電が行われているという問題です。

プルサーマル発電自体は、やはりウランの 40 万倍の放射線量を持つという発電なんです。こういったところも事故が起こると相当の、福島に比べものにならないような事故が起こることとして、そういった点で 80 キロという点も決して安心できる点じゃないということで、この風速なども把握し、SPEEDI、そういったものを国との連携によっていち早く動かして、その情報を努めることが必要と思いますが、その点では今後国との対応、県との対応、そういったものはこの地域防災計画の中では十分図られているんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

まず、県との調整というのは今見直しを行ってます、この防災計画を一応来年から 2 カ月間、1 月、2 月にかけて、一応県との調整を行っていきますので、当然、県の計画に基づいて市町村の地域防災計画もつくってきておりますので、その辺の整合性を取っていった計画にするというような考え方でおります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

ぜひ十分な対策を取っていただきたいと思います。

それと次に、2 点目に行きたいと思いますが、2 点目は、第 6 番目がやはり原発問題のことを捉えているので、関連してしますので、これのほうを先にしたいと思います。

6 番目の第 5 章第 1 節では、緊急モニタリング活動が上げられている。福島第一原発の事故では地上や大気中だけではなく、海上にも放射線物質の汚染が進んだ。海上のモニタリングも位置づけるべきではないのか。こういったことで関連しますので、これを先に伺いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

第 5 章第 1 節のことにに関してなんですが、今回の地域防災計画の見直しでは、原子力災害への対策を新たに盛り込んでおります。

原子力災害が発生した場合、福岡県は災害警戒本部または災害対策本部を設置して、県内全域における緊急時のモニタリングを実施いたします。関係機関の協力の中で、市町村の役割は環境試料の採取、それから運搬や空間放射線のモニタリングなどとなっておりますので、今回、今指摘しています、海上での大気のモニタリングというのは、当計画にはちょっと織り込んでおりません。

議員ご指摘の海域でのモニタリングについては、国等から派遣された専門家により、調査・分析が行われるということになっておりますので、ここも先ほど言われてましたように、国・県との調整の中でおのおのが役割を果たしていくと。

ちなみに、国では今どういった役割があるかといいますと、これは県の計画なんでございますけども、文部科学省等の国では専門家の派遣、またモニタリング要員の派遣及び資機材の貸与等で、玄海原発にあります、佐賀県または隣接する長崎県、これにつきましては、緊急時モニタリングデータの共有をします。で、他の都道府県については、モニタリング要員の派遣及び資機材の貸与等で、あと原子力事業者につきましては、モニタリング要員の派遣及び資機材の貸与等で、糸島市及びその他市町村と——この辺が芦屋町もそういった部分で役割を担うんですが、先ほど言いました環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング等。最後に、自衛隊及び海上保安部ということで、ここが船舶及び航空機——ヘリコプターなどによるモニタリングへの支援ということで、海上のモニタリングについては、実際そういった情報を取ってくるというのは、こういった機関で行われるというふうになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

小さな町で、そういった情報を把握するというのは難しいのですが、そういったとこと連携して、やっぴり的確な正しい情報を早く住民に知らせるべきではないかなというように思います。

特に、やはりこれはもう福島原発で、炉心溶融を防ぐために冷却するというので水をかけてましたが、その水がどこに行くのかなというように当初思ってたんですけど、やはり案の定それが海に流れ出て、やはり相当の海上汚染を引き出したということが現在では判明しています。

このとき、やはり SPEED I と同じように、海上汚染のシミュレーションを出したのが ASR という社が出しているシミュレーションで、これによって潮の流れや風によってどう流れるかということシミュレーションしたのを、情報として日本も対応していただかないといけない。

ASR の今のデータによりますと、この海上汚染の放射線汚染は、現在はハワイ諸島まで届いているというそういった状況で、海自体が続いているので、拡散していくのがどこまで続くかわからないというような状況ですし、また、日本が「海に流れれば希釈するから問題ない」というようなことを言っていましたが、しかし、世界的な常識ではそういったことがあっても、食物連鎖の中で高い放射線を含んだ魚が人間の口に入っていくという、そういったことが懸念されるということで今大問題となっております。

それと玄海原発でやはりこういった同じような炉心溶融の事故が起こって水をかけた場合に、当然、玄界灘に流れ出るわけなんですけど、玄界灘の対馬海流は満ち潮と引き潮の海流があります。満ち潮の海流は東に流れる海流、引き潮の海流が西に流れる海流となっておりますが、割合でいいますと 3分の2 が東に流れる海流、3分の1 が西に流れる海流ということで、玄海で流れた水がやはり基本的にはこの北九州沖に流れてくるというのが海流の流れです。

そういった点で、こういった海洋汚染のシミュレーションについても早急に情報を把握し、汚染した水がこういった方向に流れてくるのかというそういったものを把握することが必要ではないかなと思いますので、ぜひそういった関係機関と連携して、この海洋汚染の対応には十分当たっていただきたいというように思います。

続きまして 2 点目に挙げている、芦屋海岸とか柏原漁港のところには防波堤が建設されていますが、この防波堤が津波や地震が起こった場合には波を受けるということになります。それでは、この防波堤の強度はどのくらいあるのか、その点をお伺いたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それでは要旨 2 についてお答えいたします。

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

この防波堤につきましては、福岡県が設計・施工したものであるため、問い合わせを行い、回答いただきましたのでこれによりお答えいたします。

防波堤は港内水域の静穏を維持し、荷役の円滑化、船舶の安全な航行、停泊または係留及び港湾内の建築物、工作物の安全を図るために設けられたものです。通常、防波堤の安定の検討及び天端高の設定には、設計供用期間に応じた 30 年以上の期間の波の実測などによる有義波というものを用い、先に述べた設置目的を勘案して設定しております。

芦屋港の防波堤におきましても、同様の目的を持って設計・施工されたものでありますが、防波堤背後の泊地の停泊船舶が小型でかつ泊地面積が狭いため、越波を極力抑えたいということで、通常の 2 倍程度の高さにおける波の影響を考慮しています、という回答をいただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

県のほうではそういった想定でつくられてると思いますが、これも 1987 年の 2 月に起こった冬の季節風——低気圧が発生した中での季節風なんですけど、このときにはやっぱり波高が 10 メートル以上もなるといようなこともあり、白島石油備蓄もケーソンが崩壊するということが起こりました。このときは、柏原漁港の沖の防波堤も 50 センチ近く沈むということで、後で補給修理、そういったことも行っております。

そういった点で、地震とか津波また想定以上の波高、そういったものによっても芦屋沖の防波堤がどのようになっていくのかというのは、やっぱり注意しなきゃいけないと思いますので、そういったところにもやはり情報管理を行って対応していただきたいと思います。

続きまして第 3 点目が、白島石油備蓄から芦屋まで 15 キロしか離れていません。油の流出や火災に対する対応を計画に入れるべきではないのかという、この点についてを伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

要旨 3 でございますが、これについては、石油コンビナート等を災害防止法に基づいて指定された北九州地区、白島地区、石油コンビナート等特別防災区域に所在する石油高圧ガス等を多量に貯蔵して、または取り扱う特定事業者等で組織された協議会では、特別防災区域の防災問題について共同で協議し、区域全体としての自主防災体制を整備することを目的としております。

具体的には、防災のための自主基準の作成や、あと防災技術の研究、それから職員の防災教育の共同実施、最後に共同防災訓練等が実施されております。

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

現在の町の計画では、第 5 章第 4 節のその他大規模事故への対策の中で対応していくものと考えております。で、今回新たに、前回に比べまして、一点、ガスそれから化学物質の漏えい、大規模なガス爆発、こういったものを新たにつけ加えております。

白島関係の具体的な対応策については記載しておりませんが、こういった中で一応対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

北九州の地域防災計画、この中には海上災害予防ということで項を起こして、詳しくこの計画が挙げられておって、その中で海上災害対策、この中で石油の流出等が起こったときにはどう対応するかというのを——これはやっぱり 1 自治体でできるもんじゃありませんから、海上保安庁や県、それから北九州自治体、それから海上自衛隊、九州地方整備局などあらゆるそういった関連するところと連携して、油の流出や海上災害に対する対応を行うということを計画しています。

もちろんこれは、北九州は石油コンビナートとかそういったものもありますので芦屋町とも違うわけなんですけど、芦屋町自体も町の中にはないにしても、やはり白島石油備蓄から流出した油が芦屋海岸に流れ出ることが十分考えられますし、北九州ではそういったふうにちゃんとした夏井ヶ浜まで、北九州市西方まで、岩屋を含めたところまで、そういった災害予防の対策を講じてあるのに、それから芦屋べた、町として講じてないという、そういった点では不備があるんじゃないかなと思うんで、北九州のような海上災害対策の計画、これについてもぜひ盛り込んでいただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

今ご指摘が挙がってますように、北九州市の地域防災計画に明記してあるということで、参考までにちょっと見させていただきますと、北九州の計画では石油コンビナート等特別防災区域内にかかる事故について、石油コンビナート等災害防止法第 31 条の規定に基づく福岡県石油コンビナート等防災計画により対応するというふうになっております。

このような災害については、議員も言われてますように、第 7 管区海上保安本部や福岡県が主体となって防災対応をすることになりますので、町の計画には具体的なものは明記しておりませんが、当然こういったことに対して、連携していつて対応しなければいけないというふうには考えております。

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

具体的な記述をどうするかというような、今ご提案挙がっておりますけれども、ちょっと我々のほうもその辺は検討はしてまいりたいと思いますが、現在の計画では具体的に載せてないということでご了解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは次の、第 2 章第 2 節上下水道の耐震化率はどうなっているのか、これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それでは要旨 4 についてお答えいたします。

まず下水道施設ですが、耐震化率というのは数値としては出しておりませんので、耐震化の考え方についてご説明いたします。

平成 19 年度に、役場、小中学校など、官庁施設などの人命にかかる建築構造物の耐震診断の際に、浄化センター及び中ノ浜ポンプ場の管理棟の耐震診断を実施しております。結果としましては問題ありませんでした。

平成 22 年度に、汐入、粟屋、下ノ辻、月軒、西浜町、祇園町の 6 ポンプ場の耐震診断を実施しております。診断結果は、建築部分について、汐入ポンプ場の 2 階部分が耐震性能を確保できないということから、平成 28 年度以降、長寿命化計画にあわせて整備を行う予定であります。

また、土木部分については月軒ポンプ場を除く 5 ポンプ場については耐震性能を満足していないことから、今後、費用対効果を考慮した中で検討していく予定であります。

さらに、平成 24 年度に浄化センターの水処理棟の耐震診断を実施しておりますので、本年度中には診断結果が出るようになっております。

また、平成 25 年度には浄化センターの汚泥処理棟及び中ノ浜ポンプ場の土木部分の耐震診断を実施する予定です。

管路施設につきましては、平成 25 年度に長寿命化の基本構想を策定し、今後、主要幹線から優先的に耐震化を検討していく予定となっております。

次に、上水道施設の耐震化についてですが、北九州市からいただいた資料によりますと、主要な基幹管路の耐震化率は 7.1% となっております。これにつきましては、芦屋町の管路は比較的敷設年度が新しいために、管路としては良好な状況であるということから、あまり敷設がえを

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

する必要がなく従来管のままになってるということで、耐震化率としては低くなっているということでありました。

今後、老朽化により既設管の敷設がえを実施していくことになれば、管の接続部分に離脱防止継ぎ手など使用することになりますので、耐震化率は上がっていくことになるかと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは上水のほうから伺います。

この中では、上水道施設というのは災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備・増強を水道事業者に要請するとなっております。芦屋町は、水道事業については北九州に移管しましたので、そういった点では水道事業者というのは北九州になつとるわけなんですけど。

水道管の耐震については7.1%ということで、比較的新しいということで、ポリエステル管とか、そういったものを使っていいとは思いますが、ただ、問題は先ほども言われましたように、ジョイントの部分について耐震ができてないということがあるんじゃないかと思えます。

今度の震災、いろんなところで起こるのは、振動に、地震の揺れによってジョイントがはずれて、そこから漏れるというそういった事故が多発しております。これが耐震化を上げていけば、ジョイントがそういった耐震に耐えて漏れないようなジョイントになるということで、これを早急にしなきゃいけないという分に思いますが。

ただ、町でやっていたときは町がやればいいんですけど、今は北九州がやっておるということで、そういったことをやるにしても、北九州自体もその耐震化率は相当低いと思えます。自分のところをまず先にやって、あとはほかのところかという、そういった手順になっていくと思えますので、ここにあるように整備の増強を水道事業者に要請するというふうになってますが、その要請するというのは強い自治体としての取り組み、覚悟を持ってやらないと、そう簡単に北九州のほうが自分の自治体を差し置いて、よその自治体の整備をするということにはならないと思えますが、その点はいかが考えるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

その点につきましては、先日こういった質問があるということで北九州市のほうとも調整を行っております。

北九州市の考えといたしましては、北九州市含めて、芦屋町も一緒なんですけど、古いところからどうしてもやっていくということで、その順序が芦屋町であっても先にやるというふうな考えでおります。

それで、そういったジョイント部分につきましては、先ほど言いましたように、離脱防止つきでやる場合は敷設がえをしていくということで聞いておりますので、そういった議員言われますように、北九州市のほうから先行していくという形ではなくて、古いところから先にやっていくという考えでいるということで、北九州市のほうからは回答をもらっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それで、芦屋町のそういったところも整備を北九州市にさせていただくようにしてください。

それと、今水道事業は移管されていますが、やはりこういった災害が、特に地震とか起こったときにですが、やはり同時多発的なことになると思うんで、北九州にもやっぱりいろんな修理箇所が必要になってくる、芦屋町にも修理箇所が必要になってくるというふうに思います。

この場合に、確かに今北九州水道局やってるので、水道局員も相当いるんで、今度芦屋町にも修理なんかにも北九州からも来てますが、そういった点ではちゃんとやられていますけど、同時多発になった場合に、そういった点ではなかなか人手が不足になってくるのではないかなと思います。

そのときに、芦屋町においてはこの間移譲した中で、水道技術者が不在になっているという状況もあります。また、芦屋町に水道管を敷設している部分についても、今北九州は恐らく図面によってそういった内容を把握していると思いますが、ただ、やっぱりなかなか相当前に埋められた部分とか、そういった点では情報が十分把握できない部分もあるかと思います。

今まで芦屋町で管理していたときなら、その敷設に立ち会った水道課の職員が「ここは何ミリの何管が埋まれとる」とかいうことがすぐにわかったんですけど、北九州の職員ではそういったことがわからないと思いますし、また今芦屋町の職員においても、大石課長はそういった当時、40年代、50年代のそういった状況を把握されていると思いますが、それ以降の職員というのについては、そういったものを把握できてないという問題があると思います。

そういった点では、今後そういったものについて、どう市内においても後継者を育成していくかという、そういったことが必要かと思いますが、また水道工事を行う業者、そういった部分についても、今やっぱり水道組合なんかも入っていない方とも相当おられて、同時に北九州も芦屋もいろんなところを修理しなくてはいけないということが起こったときに、果たしてできるんだろ

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

うかということが心配されるんですが、その点はいかかでしょうか。後継者を育成するという点と、そういった工事をやる水道の工事事業者、そういったものを育てていくという、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

その点につきましては、北九州市と調整した中で、まず漏水とかの事故が起こった場合、芦屋町でセンターとって一番最初に連絡を受けるところを決めております。今のところは佐藤商店さんがセンターとなっております。それで芦屋町についての、そういった漏水とか事故については対応するようになっております。

それで、どうしてもそういった手が回らないときなどは町内の業者さんに手配をするわけですが、それでもどうしてもというときは、北九州市のほうも当番制で各地区、地区で決めております。そういったところと連携して、北九州市のほうの手配をしていただいて、早急な措置をするということになっておりますので、一応北九州市と芦屋町ということで、そういった連携はとっているということでもあります。

それと、配管なんかの問題なんですけども、北九州市のほうにも以前ありました、芦屋町の配管図全てを北九州市のほうにもう受け渡しをしております。それで、新たに配管し直した場合には、それを書き加えて、北九州のほうで管理しております。それで新しい配管図につきましては、一部芦屋町全て入っている管につきましては、都市整備課のほうでいただいておりますので、そういった配管図関係も全てわかるようになっております。

言いますように、そういったような北九州市と調整を取りまして、連絡からそういった配管の関係まで調整をしておりますので、一応そういった形で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは5点目の、第2章第1節防災組織の整備で、消防団の整備・改善を図るとしているが具体的にはどのようにするのか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

要旨の5でございます。

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

消防団の整備につきましては、まず 1 点目としまして、消防団の充実・強化が上げられると思っております。消防団員の充足と団員の活動技術の向上に向けた研修等を現在実施しております。現時点での団員数は 81 名でございます。定数が 88 名に対しての充足率が 92% となっております。24 年度当初の 4 月においては 75 名でございましたので、今年度 6 名増ということに今なっております。今後とも新規団員の確保に努めて、組織の充実を図ってまいりたいと考えております。

2 点目ですが、資機材の整備が挙げられると思っております。消防車両等の更新や機能強化を図るとともに、各種消防用資機材を整備していきたいと思っております。

3 点目ですが、消防団車庫の整備でございます。老朽化に伴う消防団車庫を改修し、地域の活動拠点としての機能を整備いたします。今年度、平成 24 年度におきましては、第 2 分団の車庫を現在建設しておりますので、今後も第 3 分団等も、またいろいろ老朽化に伴う問題も出てきておりますので、その辺は随時検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

まず、消防団員自身が現在定員割れしているということですが、やはり今度の震災の中でも津波が、災害が起きて、一番活躍したのが地域の消防団でした。やはり地域の自主防災組織の活動を活性化していくということは、大変重要な問題となっております。

私はこの消防団の定員割れについても、この間消防団員の報酬の問題とかそういったものが出てましたが、報酬が高いんではないかとそういった声もありますが、確かに幹部職員の部分については高いと思いますが、一般的な団員については、やはりもっと改善していった待遇を上げていって、そういった中でから住民の命と暮らしを守る、そういった役割を果たしていくべきではないかなというように思います。

それと、消防団員がなかなか手がない中で、今注目されているのが、地域や職場で防災・減災を担うリーダーとして、防災士を養成するということがいわれています。

今、大分県では 3,000 名の防災士を養成するというところでやっておりますが、芦屋町においても、この防災士を養成することが必要だと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

今ご指摘の防災士ということでございますが、これ民間の団体によりますそういった講習等、

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

資格を取った方が防災士として認定されて活動されておられるわけですが、防災士という形で考えれば消防団の方も聞けば 1 名の方がおられるということを知っており、防災士の役割というのも結構重要なウェイトを占めておると思います。

今後、防災を進める上では、そういった部分も考えていかなければいけないというふうにご存じます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

ぜひ町としてもそういった防災士を養成する、そういった取り組みを強めていただきたいと思っています。

続いて 7 点目の、災害に強いまちづくりということで、第 1 章第 5 節災害に強いまちづくりでは、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害や津波に強い町をつくるとしています。山鹿地区の前耕地、裏耕地の降雨冠水被害は何度も繰り返されてますが、平成 21 年度の定例会議でも質問しましたが、23 年に水利調査を行うとのことでしたが、今回の見直しを受けてどのように対応されるのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それでは要旨 7 についてお答えします。

今回の調査内容としましては、山鹿排水機場に関わる流域の調査により、冠水原因を把握した上で対策案の検討を行っております。山鹿地区では、多くの箇所から汐入川に雨水が集中することから、各所で雨水の冠水が発生しているのが現状です。

まず、下流域の対策案としましては、河川拡幅と河床掘削が考えられますが、河川拡幅を行うには多大な用地買収が必要となるということから、現実的ではないと判断しております。河床掘削を行った場合ですが、計算により対策案の効果を把握したところ、丸ノ内ポンプ場裏付近から正津ヶ浜公民館裏付近までの中流域の冠水は解消すると考えられますが、それより上流域の水位には大きな変化はありませんでした。このことから、上流域においては河川断面の不足により、冠水が発生している可能性が高いと考えられます。

したがって、上流域は正津ヶ浜公民館裏付近から上流部の既設路線を一部改修するか、別路線として新たな水路を構築する方法が考えられます。これらを概算工事費、利点及び問題点など総合的に比較・検討を行い、既設路線を一部改修する案が望ましいという調査報告の内容とな

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

っております。

現在の状況としましては以上であります。今後は関係課で費用対効果などを含め、協議を重ねた上で芦屋町としての方針を決定するように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

時間がないので簡単にしますが、山鹿からの排水機能についても、平成 21 年度の降雨冠水時に排水機能低下が起これ、その後機能検証をするということになってましたが、この間この問題については 3 度にわたって一般質問でも取り上げてきております。今後、集中豪雨とか台風、そういったことによって冠水が起これないようにすることを、強く求めたいというように思います。

それと、高浜地区の 9 街区、高島歯科の裏のところですけど、ここでやはり集中豪雨とか起これると冠水被害が起これる箇所があります。この点の被害の解消の取り組みについてはどうするのでしょうか。伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

ただいま議員言われました、高島歯科裏付近につきまして、ちょっと高さなど調べましたところ、確かに低い部分がありました。

現在、側溝など入っております、雨水の排水につきましては整備はしているところではありますけども、大きな雨が降ったときに再度確認をいたしまして、その辺につきましては、全て西川に流れている路線と把握しておりますので、そういった大きな雨につきまして対策を、冠水するような事態が生じればすぐ現地で確認しまして、そういった対策は考えたいということで、一応係のほうには伝えておりますのでご理解下さい。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ万全の対策をとっていただきたいというように思います。

それと、この中では道路橋梁の整備、安全化を進めるというようになってますが、芦屋町では芦屋橋のかけかえもしましたし、なみかけ大橋とかそういったのもちゃんと整備されてますが、

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

残るのは祇園橋が残っております。

祇園橋自体はやはり橋脚も相当川の中にありますし、また違法係留船がつないであって、放置船なんかも相当あって、それが大雨で流されて橋脚に引っかかり、そして西川の氾濫につながる、そういった危険性もありますので、ぜひ祇園橋のかけかえを進めなけりゃいけないというふうに思っておりますが、祇園橋のかけかえの進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それではただいまの質問についてお答えいたします。

祇園橋につきましては、県の所有でございますが、築 70 年を経過して老朽化が進んでおります。安全が確保できないということから、福岡県に対して何度もかけかえを要望しておりまして、県としてかけかえの方針が決定したところであります。

それで 11 月 30 日に東町公民館におきまして、地元の方に対してかけかえ計画の説明会を開催しております。一応その状況だけご報告いたします。

その中で、平面図などによりまして概要説明を行い、調査、設計、用地買収、工事まで含めまして、今後約 10 年間はかかるという説明がされております。今回、初めて説明会を行うということで、概要説明の後に質疑を受け、地元の方からいろいろな意見をいただいております。

県としましては、これらの意見を持ち帰った中で内部検討を行い十分参考にした中で、今後の計画を進めていきたいということで、今回の説明会を終えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

今度のこの地域防災計画の修正は、地震・津波対策や玄海原子力発電所の事故を想定とした原子力災害の対応、地球温暖化の影響による短時間のうちに狭い地域に大量の雨が降る集中豪雨などを前提とした修正計画であり、住民の命と財産を守るという点からは一歩前進しているものです。防災計画がさらに充実することを求めます。

最後に、やはり自然災害は人間の手で完璧にとめることはできませんが、原子力災害は人間の手でとめることができます。原発からの撤退こそが最大の原子力に対する防災です。全国で原発ゼロの声は大きく広がっております。そういった点で玄海原発の即時停止を、解体を求めまして、この項についての私の質問を終わります。

続きまして、政治倫理条例についてです。

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

今度の広報あしやの中で、政治倫理条例に基づく町民の請求権に関わる政治倫理審査会の調査結果が公表されてますが、町長は地方自治にかかわる政治家として、この結果をどう受けとめているのかをまず伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

政治倫理審査会の調査結果について、この結果をどう受けとめておるのかというご質問でございますので、ご答弁をさせていただきます。

このことは先の広報でも、議員が言われるとおりにお知らせいたしておるわけでございますが、これは政治倫理条例による調査請求でありましたが、この請求内容には私自身全く言われのないものと承知していました。規定の根拠となる地方自治法、そして芦屋町政治倫理条例に問われるようなことについては、全く身に覚えがないことでございます。

条例の目的では、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることがないようにと、そして町政に対する町民の信頼に応えるようにとあるわけであります。まさにそのように私自身、今まで行動をしてまいりました所存でございます。

したがって、このような調査請求がなされることは、本当に遺憾であり、残念でなりません。町民の皆様の中には、心配された方もおられたのではないかと推察しておりますが、この政治倫理審査会において、公正・適正に審査をいただき、その結果は先ほども申し述べましたように、広報誌に掲載されたとおりであります。

請求者の主張は「いずれも理由はないものとする」という審査会の調査結果でございました。なお、広報誌への掲載は、私がそれこそ立場を利用して恣意的に行ったものではなく、この条例の中に第 13 条で「広報誌などにより公表しなければならない」と規定されているということ、念のために申し添えさせていただきます。

つきましては、今後ともこれまでと同様に政治倫理条例の趣旨にのっとり行動をお約束するとともに、第 5 次芦屋町総合振興計画の将来像であります「魅力を生かし みんなでつくる 元気なあしや」を目指しまして、町政発展のため全力で町政運営に邁進して行く覚悟でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

まず芦屋町政治倫理条例では、1 条で「町長等及び議員は町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのない

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

よう必要な措置を定める」としており、2条では「常に町民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人や団体の利益を求めて公共の利益を損なうようなことがあってはならない」としています。3条での政治倫理基準では「その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。町が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦又は紹介するなど有利な計らいをしないこと」とうたっています。そして、「政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、みずから潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない」というふうにしております。

私は町長が町長に就任したときも一般質問で、やはり政治倫理条例から見れば、町民から疑惑の念を生じさせるということがあつてはならないから、正すべきではないかということ提言しました。今回の政治倫理審査会の調査結果については、全ての項目において政治倫理条例違反に当たらないというふうになっております。

内容を見ますと、2項の第1号出資金の問題では、町長の出資金は80万であり、300万円の3分の1に当たらないということ。それから2項の第2号は、給与の問題では町長の報酬は240万円だから300万円にならないんだから当たらないという、そういったことがいわれています。

ただ私は、この点において、確かに政治倫理条例はクリアしています。それでは100万円ならだめだけど99万円でもいいのかといたら、倫理的に見ればそれはやっぱりそうはならないと思います。やはり町長の出資金はやっぱり80万円あるということは事実です。それと、給与の問題としては240万円もらってるということは事実です。

そういった点では、確かに政治倫理条例には当たらないとしても、やはり真っ白ではなくて灰色になるのではないかとというふうに、町民は見るのではないかと思います。

そういった点で、やはり倫理条例でもありますように、疑惑の念を持たれないようにするという、それを完璧にするには、やはり町長自身のそういったところの出資を引き揚げていく。また、報酬の問題についても、町長がもらっている報酬をゼロにする。そしてまた妻の関与についても、やはり奥さんが給与や出資をしているという問題があるので、そういった点ではそこだけでも妻の関与をなくす。こういったことをやれば全てすっきりして、町民からはそういったことに疑惑の念を持たれないようになると思います。

私は、町長はこういった問題で捉えられていろんな文書を出されて、町政がやっぱりいろいろ混沌となると、そういったことはやっぱりよくないというふうに思いますので、やはりみずから潔い態度を持って当たるといふ点では、政治倫理条例を真摯に受けとめ、すっきりとし、町民に疑惑の念を持たれないためにこういった関与をやっぱりなくしていくことが必要だと思いますが、その点について一応いろんなことでされてると思います。さらに進めるべきだと思いますが、そ

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

の点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

議員のおっしゃるとおりでございます。この審査会は何年度の分をされたかちょっとわからないんですが、今議員おっしゃられるように、我々は特別職と議員各位が資産報告というものを
出さなければいけません。

24年度ですので、私は私家内とも24年度のこの報告書では、もう出資はゼロにいたしております。それから給料は取っておりませんが、私の名義の土地ですので地代として、先ほど議員申されました給料は前から取っておりません。地代として240万円土地代ですか、家賃として取っておるということでございますので、そのことについて今議員のおっしゃるとおりに、疑惑というのはどこから湧いてくるかわかりませんので、そういうふう処置をしておりますということ
を申し添えておきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひそういったふうに、町民から疑惑の念を持たれないように、今後とも取り組んでいただきたいというように思います。

最後に、この政治倫理条例は町長だけではなく、議員も真摯に受けとめなければいけないというふうに私は思います。3条3号では「町が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦又は紹介するなど有利な取り計らいをしないこと」
になっています。

これは契約や納入だけではなく、行政の施策に関わる業者を特別に有利に取り計らうことを禁止したものだと理解しております。もちろん議員は、町の施策の実現のためには汗をかき、労を取ることをしなければいけません。施策を実行する業者を決定することは、町の機関が行うこと
であり、議員が関与すべきことではないことは明白なことです。

私たち議員も常に自己点検し、政治倫理条例に違反することのないよう真摯に向き合うことが必要であることを申し述べて、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。